

(政治資金規正法施行規則 第14号様式 (第8条関係))

(その1)

収 支 報 告 書

(令和 6年分)

(令和 年 月 日開催分)



1 政治団体の名称 ふりがな しんかいふみとこうえんかい
新海文人後援会

2 主たる事務所の所在地 長野県南佐久郡南牧村大字海ノ口2168番地3

3 代表者の氏名 新海進二

4 会計責任者の氏名 波多野宏

政治団体の区分	
☐	政党
☐	政党の支部
☐	政治資金団体
☐	政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☒	その他の政治団体
☐	その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐	2以上の都道府県の区域等
☒	同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名 新海純子

(電話) 0267-98-2306

資金管理団体の指定の有無

☐ 有

☒ 無

公職の種類

資金管理団体の届
出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者
の氏名

公職の種類

06 年整理番号 7490

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

[illegible]

2 収入項目別金額の内訳

[illegible][illegible]

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表												
項 目			金 額								備 考	
1 経 常 経 費			十億		百万			千		0	円	
(1) 人 件 費 a										0		
(2) 光 熱 水 費 b										0		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費 c										0		
(4) 事 務 所 費 d										0		
小 計 A (a + b + c + d)										0		
2 政 治 活 動 費										0		
(1) 組 織 活 動 費 e										0		
(2) 選 挙 関 係 費 f										0		
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費										0		
g (h + i + j + k)										0		
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費 h										0		
イ 宣 伝 事 業 費 i										0		
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費 j										0		
エ そ の 他 の 事 業 費 k										0		
(4) 調 査 研 究 費 l										0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金 m										0		
(6) そ の 他 の 経 費 n										0		
小 計 B (e + f + g + l + m + n)										0		
合 計 A + B										0		

(備考) 1 g 欄に必ず記載すること。

2 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとにその額を「備考」欄に併せて記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支 払 わ れ た 金 額 が 100 万 円 を 超 え る 敷 金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 31 日

政治団体の名称 新海文人後援会

※代表者の氏名

会計責任者の氏名 浪多野宏

（備考）

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 ※「代表者の氏名」欄は、解散の場合のみ記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。